

令和元年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化、ICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和元年度の取組】

- 検察庁に告発した件数は37件、脱税総額（告発分）は30億円
- 国庫金の詐取ともいえる消費税受還付事案、申告納税制度の根幹を揺るがす無申告ほ脱事案のほか、市場が拡大する分野や時流に即した社会的波及効果の高い事案を告発
 - 重点事案^(注)として、消費税受還付事案2件、無申告ほ脱事案5件、国際事案13件を告発。
 - その他、人気アニメの制作会社や消費税還付コンサルにより多額の利益を得た税理士など、社会的波及効果の高い事案を告発。

(注) 重点事案とは、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいう。

【令和元年度中の判決状況】

- 43件の一審判決全てに有罪判決が言い渡され、2人に実刑判決
 - 最も重い実刑判決は、査察事件単独に係るものでは懲役10月、他の犯罪と併合されたものが懲役5年。

2 重点事案への取組

令和元年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税受還付事案

消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であり、令和元年度は2件を告発しました。

年度	平成 27	28	29	30	令和 元
告発件数	内1件 -	内2件 2	内2件 3	内4件 6	内1件 2
不正還付額	百万円 -	百万円 9	百万円 324	百万円 1,483	百万円 50

(注) 1 告発件数欄の内書は、消費税ほ脱犯との併合事案の件数である。

2 不正還付額は、未遂の還付額を含む（加算税を除く。）。

トピック1 架空の宝飾品輸出を装った消費税不正受還付犯を告発

消費税の輸出免税制度を悪用し、取引実態のない宝飾品の輸出取引を装う手口により複数の法人で還付申告を行った消費税の不正還付事案を告発しました。

【事例】

Aは、貿易業を営むB社及びC社の実質経営者として業務全般を統括していたものですが、取引実態がないにもかかわらず、国内での宝飾品仕入を装い架空仕入（課税取引）を計上するとともに、香港法人への販売を装い架空輸出売上（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金額を記載した内容虚偽の消費税の確定申告を行い、不正に消費税の還付を受け、または受けようとしていました（一部未遂）。

(2) 無申告ほ脱事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について積極的に取り組み、令和元年度は5件を告発しました。

また、単純無申告ほ脱犯を適用した事案は、平成26年度に初めて告発し、本年度は2件を告発しました。

年度	平成 27	28	29	30	令和 元
告発件数	内1件 7	内2件 3	内1件 4	内3件 6	内2件 5

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

トピック2 芸能スタイリスト会社の単純無申告ほ脱事案を告発

芸能関係のスタイリスト事業により得た所得に係る法人税及び消費税の申告義務を認識していながら、確定申告を行わず故意に納税を免れていた単純無申告ほ脱事案を告発しました。

【事例】

D社は、大手芸能プロダクション等から衣装デザイン及びコーディネート等のスタイリスト業務を受注し、多額の利益を得ていたものですが、法人税及び消費税の申告義務を認識しながら確定申告を一切せずに納税を免れていました。

トピック3 ビル清掃会社の無申告ほ脱事案を告発

清掃業務に係る多額の収入を得ていながら所得の秘匿工作を行い、消費税の申告を全くせず、納税を免れていた無申告ほ脱犯を告発しました。

【事例】

E社は、商業ビルやマンション共有スペース等の清掃業務を受注しているものですが、売上げの請求を複数の関連会社名義に分散するなど、事業の全体像の把握を困難にする事前の所得秘匿工作を行うことにより、確定申告を一切せずに納税を免れていました。

(3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国際的な脱税への対応が求められています。

このような状況の中、海外取引を利用した悪質・巧妙な事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案に積極的に取り組み、令和元年度は13件を告発しました。

年度	平成 27	28	29	30	令和 元
告発件数	件 14	件 7	件 5	件 10	件 13

トピック4 海外法人を利用して法人税を免れた情報商材関連会社を告発

今日、投資に関するノウハウを紹介する様々な情報商材が取引されているところですが、情報商材に関する取引などで得た多額の利益に係る法人税を、海外の法人を利用して不正に免れた事業者について、外国との間で締結した租税条約に基づく情報交換制度を活用するなどして、不正取引を解明し告発しました。

【事例】

Fは、投資目的の情報商材のプロデュースなどを行う法人3社を主宰するものですが、3社の業務に関し、請求書を偽造するなどして海外法人に対する架空支払報酬を計上し、法人税を免れていました。

(4) その他の社会的波及効果の高い事案

近年市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

トピック5 消費税還付コンサルにより多額の利益を得た税理士を告発

不動産投資家に対して金地金売買を利用した消費税還付のコンサルティングを行うことにより、多額の利益を得ていた税理士本人の脱税を告発しました。

【事例】

Gは、税理士業を営むほか、コンサルティング会社2社を主宰するものですが、所得税の確定申告において架空の支払手数料を計上するほか、コンサルティング会社2社の売上高の一部を除外するなどの方法で所得税及び法人税を免れていました。

トピック6 電気自動車の充電設備工事会社を告発

近年の電気自動車の急速な普及に伴って、急増している充電設備工事等を請け負い、多額の利益を得ていた電気設備工事会社の脱税を告発しました。

【事例】

H社は、電気自動車の充電設備工事等を請け負っているものですが、不正加担先と通謀し、虚偽の請求書を作成して架空の外注加工費を計上するなどの方法で法人税を免れていました。

トピック7 投資用不動産販売等の関連グループ5社を告発

近年、不動産投資が増加し、金融機関による不正融資が問題となっていますが、投資用不動産の販売等により得た多額の利益を隠し、法人税を免れていたグループ法人を告発しました。

【事例】

Iは、投資用不動産の販売や賃貸借の仲介などを行うグループ法人5社を主宰するものですが、不正加担先と通謀し、虚偽の契約書を作成して架空の雑損失（違約金）を計上するなどの方法で法人税を免れていました。

トピック8 アニメ制作会社を告発

人気アニメを制作するほか、アニメに関連するカフェ・レストランの営業やグッズの販売等を行うことにより、多額の利益を得ていたアニメ制作会社の脱税を告発しました。

【事例】

J社は、決算期末後に、経理担当者に対して、管理データ及び帳簿等を改ざんするように指示し、現金で回収していた店舗の売上金の一部を除外するなどの方法で法人税及び消費税を免れていました。

3 不正資金の隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保され、隠匿場所は様々でしたが、

- 個人名義で契約したレンタル収納スペース内のスーツケースの中（法人税法違反）
 - 居宅ベッドの下に置かれていた複数の段ボールの中（法人税法及び消費税法違反）
- に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和元年度中に一審判決が言い渡された件数は 43 件であり、全てに有罪判決が出され、そのうち実刑判決が 2 人に出されました。

なお、実刑判決のうち、査察事件単独に係るものが懲役 10 月、他の犯罪と併合されたものが懲役 5 年でした。

トピック 9 悪質な脱税者に実刑判決

令和元年度においても、特に悪質な脱税者に対しては実刑判決が出されています。

【事例】

K社は、プロセッサ開発・製造・販売等を行うものですが、架空の外注費を計上するなどの方法により所得を隠し、多額の法人税及び消費税を免れていました。

同社の元代表者Lは、詐欺罪との併合事件として、法人税法、消費税法及び地方税法違反の罪で、懲役5年の実刑判決を受けました。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
着手件数	71 件	57 件	63 件	51 件	52 件
処理件数(A)	68	66	60	58	58
告発件数(B)	43	41	37	35	37
告発率(B/A)	63.2 %	62.1 %	61.7 %	60.3 %	63.8 %

(2) 脱税額の状況

項目	年度				令和 元	
	平成 27	28	29	30		
脱 税 額	総額	4,715 百万円	4,967 百万円	5,998 百万円	5,743 百万円	4,710 百万円
	同上1件 当たり	69	75	100	99	81
	告発分	4,151	3,469	3,752	4,790	2,998
	同上1件 当たり	97	85	101	137	81

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
所得税	10 件	3 件	5 件	2 件	1 件
法人税	29	30	22	18	29
相続税	1	—	—	—	—
消費税	内— 3	内2 8	内3 9	内6 12	内2 7
源泉所得税	—	—	1	3	—
合計	43	41	37	35	37

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
所得税	百万円 941	百万円 295	百万円 626	百万円 269	百万円 89
法人税	2,669	2,815	2,237	1,825	2,552
相続税	315	—	—	—	—
消費税	226	359	781	2,502	357
源泉所得税	—	—	108	194	—
合計	4,151	3,469	3,752	4,790	2,998

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

平成29		30		令和元	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	9	建設業	6	不動産業	9
不動産業	4	不動産業	5	下水道管調査	5

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
		判決 件数	有罪 件数			1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
平成 29		内3 52	内3 52	100.0	内3 5	百万円 53	月 13.8	百万円 14
		内2 40	内2 40	100.0	内1 3	78	13.8	17
令和 元		内3 43	内3 43	100.0	内1 2	56	15.7	16

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。